

**改正**

平成5年10月7日条例第25号

平成9年3月31日条例第46号

平成11年3月26日条例第20号

平成12年3月31日条例第79号

平成15年3月27日条例第29号

平成16年9月21日条例第48号

平成17年12月15日条例第89号

平成18年9月15日条例第58号

平成18年12月20日条例第70号

平成25年12月18日条例第60号

令和元年9月13日条例第79号

旭川市旭川大雪アリーナ条例

(設置)

**第1条** 本市は、文化及びスポーツの普及振興並びに各種行事等の開催を通じて市民生活の向上に寄与するため、旭川大雪アリーナ（以下「アリーナ」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** アリーナの位置は、旭川市神楽4条7丁目とする。

(使用時間及び休館日)

**第2条の2** アリーナの使用時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は第2条の4第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつて、あらかじめ市長の承認を受けたときは、使用時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 毎月第1水曜日並びに12月31日及び1月1日

(使用期間の制限)

**第2条の3** 2人以上の者がアリーナの各施設を独占的に使用する場合（以下「専用使用」という。）において当該施設を引き続き使用できる期間は、10日以内とする。ただし、次条第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第2条の4** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にアリーナの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) アリーナの使用の承認等に関すること。
- (2) 使用料の徴収及び還付に関すること。
- (3) アリーナの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

**第2条の5** 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のものを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のものを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

(使用の承認等)

**第3条** アリーナを使用しようとする者は、市長の定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、アリーナの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるとき。
- (3) その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

**第4条** 削除

(使用料)

**第5条** アリーナの使用料は、別表に定めるところにより徴収する。

2 使用者がアリーナの附属設備を使用するときは、市長が別に定めるところにより使用料を徴収する。

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納入)

**第6条** 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

**第7条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不能となつたとき。

(2) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(使用者の義務)

**第8条** 使用者は、アリーナの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

**第9条** 使用者は、アリーナの施設又は附属設備に損害を与えたときは、指定管理者の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、昭和61年9月28日から施行する。

#### 附 則 (平成5年10月7日条例第25号抄)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年11月9日から適用する。

#### 附 則 (平成9年3月31日条例第46号)

1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。(平成10年3月教委規則第13号で、同10年4月1日から施行)

2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市旭川大雪アリーナ条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成11年3月26日条例第20号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日条例第79号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月27日条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年9月21日条例第48号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に4条を加える改正規定（第2条の5に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市旭川大雪アリーナ条例第3条第1項の規定により承認を受けている者は、この条例による改正後の旭川市旭川大雪アリーナ条例第3条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

**附 則**（平成17年12月15日条例第89号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市旭川大雪アリーナ条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年9月15日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年12月20日条例第70号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年12月18日条例第60号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月13日条例第79号）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市旭川大雪アリーナ条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表の規定にかか

ならず、なお従前の例による。

- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市旭川大雪アリーナ条例別表に規定する回数券の使用料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（回数券の使用料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の使用（これらの使用料を徴収した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

旭川大雪アリーナ使用料

使用区分			時間区分		午前	午後	夜間	早朝・深夜等	全日
			平日	日	9時～12時	13時～17時	18時～21時	1時間当たり	9時～21時
専用	多目的アリーナ	夏期	アマチュアスポーツ	平日	27,150円	36,200円	27,150円	9,050円	108,600円
			土曜日、日曜日及び休日	32,580	43,440	32,580	10,860	130,320	
		展示会、集会、式典 その他これに類する 催物	平日	93,300	124,400	93,300	31,100	373,200	
			土曜日、日曜日及び休日	114,030	152,040	114,030	38,010	456,120	
		音楽、芸能、プロスポーツ等の興業	平日	203,610	271,480	203,610	67,870	814,440	
			土曜日、日曜日及び休日	244,350	325,800	244,350	81,450	977,400	
	冬期	アマチュアスポーツ	平日	35,280	47,040	35,280	11,760	141,120	
			土曜日、日曜日及び休日	42,330	56,440	42,330	14,110	169,320	
		展示会、集会、式典 その他これに類する 催物	平日	123,480	164,640	123,480	41,160	493,920	
			土曜日、日曜日及び休日	148,170	197,560	148,170	49,390	592,680	
		音楽、芸能、プロスポーツ等の興業	平日	264,600	352,800	264,600	88,200	1,058,400	
			土曜日、日曜日及び休日	317,520	423,360	317,520	105,840	1,270,080	
多目的ルーム	夏期間	平日	2,070	2,760	2,070	690	8,280		
		土曜日、日曜日及び休日	2,460	3,280	2,460	820	9,840		
	冬期間	平日	2,670	3,560	2,670	890	10,680		
		土曜日、日曜日及び休日	3,180	4,240	3,180	1,060	12,720		
	会議室	平日	420	560	420	140	1,680		
		土曜日、日曜日及び休日	480	640	480	160	1,920		
個人使用	多目的アリーナ	夏期間	高校生	1回につき	220円				
			回数券（6回分）	1,100円					
	一般	1回につき	300円						
	回数券（6回分）	1,500円							
	冬期間	高校生	1回につき	450円					
			回数券（6回分）	2,250円					
1月券		1,800円							
シーズン券		6,480円							
一般		1回につき	750円						
		回数券（6回分）	3,750円						
1月券	3,000円								
シーズン券	10,800円								

備考

- この表において「冬期間」とはアイススケート場として使用に供する期間をいい、「夏期間」とは「冬期間」以外の期間をいう。
- この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
- この表において「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- この表において「早朝・深夜等」とは、9時以前、12時から13時までの間、17時から18時までの間及び21時以降の時間をいう。
- 1月券は、当該券を発行した日から起算して1月間使用することができる。
- シーズン券は、当該券を発行した年度の冬期間使用することができる。
- 使用者が入場料又はこれに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に規定する額に1.5を乗じて得た額とする。
- アリーナを準備又は撤去のために使用する場合の使用料は、この表に規定する額（前項の場合は、同項の規定により算出した額）に0.5を乗じて得た額とする。
- 附属設備以外の電気器具を使用した場合は、電気料金の実費を徴収する。
- 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。